

③ 建築条例は都市計画課の所管。今日は来ていないが、県と調整中。なかなか難しいと聞いている。

委員

- ・既存建屋のファンは取り払わないといけない。
- ・車タイヤの洗浄後の排水処理は浄化槽か。→泥等を除去するためのもの。
- ・建屋と建屋の繋ぎがしっかりしていないと意味がないのではないか。
- ・既設建屋から 10 基、新設建屋から 8 基、吸引できるようになっているが、押込式で吸引できていないのではないか。
- ・ロックウール脱臭装置へは 1 次発酵槽のある既設建屋からしか吸引できないと思う。

市

- ・対策会議の目的が事業者から説明を聴く機会を持つこと。今後はタナカ興業だけでなく、パナソニック環境エンジニアリングも呼んで、実際に現場で専門の技術者から話を聴けるようにしていきたい。

委員

- ・タナカ興業は、現行の臭気規制を順守できればいいという考えで施設をつくっているのではないか。
- ・市は、企業団地は第 1 種地域、臭気指数 12 にすると明言してほしい。
- ・タナカ興業に臭気が出ないようにできるか確認してほしい。

市

- ・タナカ興業には、現況を悪化させないようにと訴えている。
- ・今後は、話し合いができるようにしていきたい。

委員

- ・臭気について、市は交渉ではなく、姿勢を示すこと。
順守すべき具体的な数値を要求してほしい。アドバルーンを上げること。

委員

- ・タナカ興業を阻止することが目的の会議ではないか。
- ・現況の臭気指数 10 を守ること、これしかない。
- ・我々は今だけでなく、これからの子どもたちのことも心配している。

区長

- ・八名地区だけに限定すれば早く規制できる。

市

- ・八名地区だけということは相当な理由がいる。

委員

- ・あくまで現況の数値である臭気指数 10 を守らせるように許可権限のある県に責任を持ってもらうように促してほしい。

委員

- ・県に行った時に聞いたが、タナカ興業にはNGを5回か6回、今も出している。それに対して市は、なめられているのではないか。

委員

- ・施肥条例は、すぐにできた。それなら、臭気規制だっですぐに対応してほしい。市民の要望に応えるのが市役所だ。

委員

- ・産廃条例も、事業者の責めに帰す場合の記載がないように思う。不備ではないか。

市

- ・そういう事業者は公表することになっている。

委員

- ・いつ許可が下りるのか。

市

- ・県は個別の案件について、許可不許可の判断や時期については一切答えない。タナカ興業からは、書類の補正中と聞いている。

委員

- ・市はタナカ興業に状況を聞いているだけか。

委員

- ・千葉県なら2年でリセットされる案件。

委員

- ・現場審査はいつか気になるところ。
- ・最大の懸念は、建物と建物の隙間があること。
- ・県へ4つ目の質問を出す予定。市からも同様な照会をしてほしい。

委員

- ・タナカ興業に新城は諦めてと伝えてほしい。諦めてもらわないと、住民は非社会的な人たちと今後、ずっと付き合わなければならなくなる。市も毎日、苦情の対応になる。

委員

- ・住民からも要望がない限り協定を結ばないこと。
- ・質問に対する答えを促してほしい。
- ・県は許可した場合、理由について公表することを検討すると言っていた。市からも要望してほしい。

市

- ・タナカ興業と県に伝えていきたい。

委員

- ・最後に環境保全協定について、市の考えを確認したい。

市

- ・住民から要望がなければ、協定は締結はしません。

委員

- ・八名の区長たちにも伝えてほしい。

市

- ・今日の結果を後日、回覧する。
- ・次回は、持ち帰って協議し、状況に応じて開催したい。